

山形県手数料条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案								
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) から (228) の 2 の 7 -略-</p> <p>(228)の3 介護 介護支援 69,500円 保険法第69条の 専門員実 2第1項の規定 務研修手 に基づく介護支 数料 援専門員実務研 修の実施</p> <p>(228) の 4 から (228) の 6 -略-</p> <p>(228)の7 介護 介護支援 36,000円 保険法第69条の 専門員再 7第2項の規定 研修手数 に基づく介護保 料 険法施行規則 (平成11年厚生 省令第36号) 第 113条の16第1 項に規定する再 研修の実施</p> <p>(228) の 8 から (228) の 9 -略-</p> <p>(228)の10 介護 介護支援 次 保険法第69条の 専門員更 左欄に掲 8第2項の規定 新研修手 げる区分 に基づく更新研 数料 に応じそ 修の実施 れぞれ同 表の右欄 に定める 額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 介護支援専門員証の交付を受けてからその有効期間が経過するまでの間（以下「介護支援専門員証有効期間」という。）に介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者を対象とするもの</td> <td style="text-align: center;">36,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	イ 介護支援専門員証の交付を受けてからその有効期間が経過するまでの間（以下「介護支援専門員証有効期間」という。）に介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者を対象とするもの	36,000円	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 県は、次の各号に掲げる事務につき、それぞれ当該各号に定める手数料を徴収する。この場合における当該手数料の金額は、当該各号に特別の計算単位の定めのあるものについてはその計算単位につき、その他のものについては1件につきそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) から (232) の 2 の 7 -略-</p> <p>(228)の3 介護 介護支援 47,000円 保険法第69条の 専門員実 2第1項の規定 務研修手 に基づく介護支 数料 援専門員実務研 修の実施</p> <p>(228) の 4 から (228) の 6 -略-</p> <p>(228)の7 介護 介護支援 24,000円 保険法第69条の 専門員再 7第2項の規定 研修手数 に基づく介護保 料 険法施行規則 (平成11年厚生 省令第36号) 第 113条の16第1 項に規定する再 研修の実施</p> <p>(228) の 8 から (228) の 9 -略-</p> <p>(228)の10 介護 介護支援 次 保険法第69条の 専門員更 左欄に掲 8第2項の規定 新研修手 げる区分 に基づく更新研 数料 に応じそ 修の実施 れぞれ同 表の右欄 に定める 額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>イ 介護支援専門員証の交付を受けてからその有効期間が経過するまでの間（以下「介護支援専門員証有効期間」という。）に介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者を対象とするもの</td> <td style="text-align: center;">24,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	金額	イ 介護支援専門員証の交付を受けてからその有効期間が経過するまでの間（以下「介護支援専門員証有効期間」という。）に介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者を対象とするもの	24,000円
区分	金額								
イ 介護支援専門員証の交付を受けてからその有効期間が経過するまでの間（以下「介護支援専門員証有効期間」という。）に介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者を対象とするもの	36,000円								
区分	金額								
イ 介護支援専門員証の交付を受けてからその有効期間が経過するまでの間（以下「介護支援専門員証有効期間」という。）に介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者を対象とするもの	24,000円								
<p>(手数料の納付の特例)</p>	<p>(手数料の納付の特例)</p>								

第3条 1から8 一略一

9 介護保険法第69条の33第1項の規定により知事が同項に規定する研修事務を同項に規定する指定研修実施機関に行わせることとした場合における介護支援専門員実務研修手数料、介護支援専門員再研修手数料及び介護支援専門員更新研修手数料は、当該指定研修実施機関に納めるものとする。この場合において、当該指定研修実施機関に納められた介護支援専門員実務研修手数料、介護支援専門員再研修手数料及び介護支援専門員更新研修手数料は、その収入とする。

第3条 1から8 一略一

9 介護保険法第69条の33第1項の規定により知事が同項に規定する研修事務を同項に規定する指定研修実施機関に行わせることとした場合における介護支援専門員実務研修手数料、介護支援専門員再研修手数料、介護支援専門員更新研修手数料、介護支援専門員専門研修手数料、主任介護支援専門員研修手数料及び主任介護支援専門員更新研修手数料は、当該指定研修実施機関に納めるものとする。この場合において、当該指定研修実施機関に納められた介護支援専門員実務研修手数料、介護支援専門員再研修手数料、介護支援専門員更新研修手数料、介護支援専門員専門研修手数料、主任介護支援専門員研修手数料及び主任介護支援専門員更新研修手数料は、その収入とする。

山形県脱炭素社会づくり条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(日常生活における排出削減)</p> <p>第11条 県民は、住宅のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。次項において同じ。）の向上、自転車又は公共交通機関の利用、廃棄物の発生の抑制その他の日常生活における温室効果ガスの排出の量の削減に資する行動の選択に配慮するように努めるものとする。</p> <p>2 一略一</p>	<p>(日常生活における排出削減)</p> <p>第11条 県民は、住宅のエネルギー消費性能（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。次項において同じ。）の向上、自転車又は公共交通機関の利用、廃棄物の発生の抑制その他の日常生活における温室効果ガスの排出の量の削減に資する行動の選択に配慮するように努めるものとする。</p> <p>2 一略一</p>

山形県婦人保護施設金谷寮条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p style="text-align: center;"><u>山形県婦人保護施設金谷寮条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（設置）</u></p> <p>第 1 条 <u>売春防止法（昭和31年法律第118号）第36条の規定に基づく要保護女子を収容保護するための施設として、山形県婦人保護施設金谷寮（以下「金谷寮」という。）を山形市に置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（入寮の許可）</u></p> <p>第 2 条 <u>金谷寮に入寮しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（退寮処分）</u></p> <p>第 3 条 知事は、<u>金谷寮</u>の管理上支障があると認める者に対しては、<u>退寮</u>を命ずることができる。</p>	<p style="text-align: center;"><u>山形県女性自立支援施設条例</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（設置）</u></p> <p>第 1 条 <u>困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和 4 年法律第52号）第12条第 1 項に規定する女性自立支援施設として、山形県女性自立支援施設（以下「施設」という。）を山形市に置く。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（入所の許可）</u></p> <p>第 2 条 <u>施設に入所しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>（退所処分）</u></p> <p>第 3 条 知事は、<u>施設</u>の管理上支障があると認める者に対しては、<u>退所</u>を命ずることができる。</p>

医療法施行条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(既存病床数及び申請病床数の補正の基準)</p> <p>第3条 法第7条の2第4項の規定により、知事が同条第1項から第3項までの場合において当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、次に掲げる基準に従い、補正を行うものとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 放射線治療病室の<u>病床</u>については、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。</p> <p>(3) 一略一</p> <p>(病院の人員の基準)</p>	<p>(既存病床数及び申請病床数の補正の基準)</p> <p>第3条 法第7条の2第4項の規定により、知事が同条第1項から第3項までの場合において当該地域における既存の病床数及び当該申請に係る病床数を算定するに当たっては、次に掲げる基準に従い、補正を行うものとする。</p> <p>(1) 一略一</p> <p>(2) 放射線治療病室(<u>特別措置病室を除く。</u>)の<u>病床</u>については、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算定しないこと。</p> <p>(3) 一略一</p> <p>(病院の人員の基準)</p>
<p>第6条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次に掲げる従業者ごとに規則で定める。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) <u>栄養士</u></p> <p>(5)及び(6) 一略一</p>	<p>第6条 法第21条第1項第1号の条例で定める員数は、次に掲げる従業者ごとに規則で定める。</p> <p>(1)～(3) 一略一</p> <p>(4) <u>栄養士又は管理栄養士</u></p> <p>(5)及び(6) 一略一</p>

山形県看護職員修学資金貸与条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(返還の猶予)</p> <p>第9条 知事は、修学生であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に該当する間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 看護職員養成施設を卒業した後、進学期間等を除き、1年以内に助産師の免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県内の<u>母子保健法（昭和40年法律第141号）第22条に規定する母子健康包括支援センター（以下「母子健康包括支援センター」という。）</u>において助産師の業務に従事し、引き続き<u>母子健康包括支援センター</u>において助産師の業務に従事しているとき。</p> <p>2 ー略ー</p>	<p>(返還の猶予)</p> <p>第9条 知事は、修学生であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該各号に該当する間、修学資金の返還の債務の履行を猶予するものとする。</p> <p>(1)～(4) ー略ー</p> <p>(5) 看護職員養成施設を卒業した後、進学期間等を除き、1年以内に助産師の免許を取得し、かつ、当該免許を取得した後直ちに県内の<u>児童福祉法（昭和22年12月法律第164号）第10条の2第1項に規定するこども家庭センター（以下「こども家庭センター」という。）</u>において助産師の業務に従事し、引き続き<u>こども家庭センター</u>において助産師の業務に従事しているとき。</p> <p>2 ー略ー</p>

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第7条 指定訪問介護事業者は、指定訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第12条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) ー略ー</p>	<p>(指定訪問介護の具体的取扱方針)</p> <p>第12条 訪問介護員等の行う指定訪問介護の方針は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)及び(2) ー略ー</p>
<p>(3)及び(4) ー略ー</p>	<p>(3) <u>指定訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないこと。</u></p> <p>(4) <u>身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。</u></p> <p>(5)及び(6) ー略ー</p>
<p>(管理者)</p> <p>第20条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第20条 基準該当訪問介護事業者は、基準該当訪問介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>(管理者)</p> <p>第25条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内にある</u>他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第25条 指定訪問入浴介護事業者は、指定訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第28条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3)～(5) 一略一

(管理者)

第33条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第38条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2及び3 一略一

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第41条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3)～(5) 一略一

第49条 指定訪問リハビリテーションの提供は、

(指定訪問入浴介護の具体的取扱方針)

第28条 訪問入浴介護従業者の行う指定訪問入浴介護の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 指定訪問入浴介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)～(7) 一略一

(管理者)

第33条 基準該当訪問入浴介護事業者は、基準該当訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第38条 指定訪問看護事業者は、指定訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2及び3 一略一

(指定訪問看護の具体的取扱方針)

第41条 看護師等の行う指定訪問看護の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 指定訪問看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)～(7) 一略一

第49条 指定訪問リハビリテーションの提供は、

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3)～(5) 一略一

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第57条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 一略一

(4)～(7) 一略一

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3)～(7) 一略一

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が行うものとし、その方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 指定訪問リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)～(7) 一略一

(指定居宅療養管理指導の具体的取扱方針)

第57条 医師又は歯科医師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)～(3) 一略一

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(5) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(6)～(9) 一略一

2 薬剤師の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)～(9) 一略一

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(3)及び(4) 一略一

(管理者)

第63条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第66条 指定通所介護の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3)及び(4) 一略一

(管理者)

第83条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第90条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3)及び(4) 一略一

(管理者)

(5)及び(6) 一略一

(管理者)

第63条 指定通所介護事業者は、指定通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所介護の具体的取扱方針)

第66条 指定通所介護の方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)及び(6) 一略一

(管理者)

第83条 基準該当通所介護事業者は、基準該当通所介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当通所介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定通所リハビリテーションの具体的取扱方針)

第90条 指定通所リハビリテーションの方針は、次に掲げるものとする。

(1)及び(2) 一略一

(3) 指定通所リハビリテーションの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(4) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(5)及び(6) 一略一

(管理者)

第97条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第101条 一略一

2及び3 一略一

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

5及び6 一略一

(管理者)

第114条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第119条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 一略一

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」とい

第97条 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定短期入所生活介護の取扱方針)

第101条 一略一

2及び3 一略一

4 指定短期入所生活介護事業者は、指定短期入所生活介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

5及び6 一略一

(管理者)

第114条 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第119条 指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 一略一

う。）である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(5) 一略一

2 及び 3 一略一

第120条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 一略一

(2) 指定介護療養型医療施設である指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第76号）第17条第1項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 浴室及び機能訓練を行うための場所を有するほか、規則で定める要件に適合すること。

(5) 一略一

2 前項第3号及び第4号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して

(2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 看護職員又は介護職員

(4) 一略一

2 及び 3 一略一

第120条 指定短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 一略一

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定短期入所療養介護事業所 浴室及び機能訓練を行うための場所を有するほか、規則で定める要件に適合すること。

(4) 一略一

2 前項第2号及び第3号に該当する指定短期入所療養介護事業所にあっては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して

必要な設備を有しなければならない。

3 一略一

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第127条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 一略一

(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

(5) 一略一

必要な設備を有しなければならない。

3 一略一

(指定短期入所療養介護の取扱方針)

第127条 ユニット型指定短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次の各号に掲げるユニット型指定短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 一略一

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 ユニット及び浴室を有すること。

(3) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定短期入所療養介護事業所 ユニット及び浴室を有すること。

(4) 一略一

2 前項第2号及び第3号に規定する浴室は、専ら当該ユニット型指定短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

3 第1項第2号及び第3号に該当するユニット型指定短期入所療養介護事業所にあつては、前2項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、ユニット型指定

短期入所療養介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

2 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第121条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第119条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第133条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第143条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第151条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

5 ユニット型指定短期入所療養介護事業者がユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者（指定介護予防サービス等基準条例第121条第1項に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を受け、かつ、ユニット型指定短期入所療養介護の事業及びユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業（指定介護予防サービス等基準条例第119条に規定するユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業をいう。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定介護予防サービス等基準条例第121条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第133条 指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第143条 外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者は、指定特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（管理者）

第151条 指定福祉用具貸与事業者は、指定福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（指定福祉用具貸与の具体的取扱方針）

第154条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるものとする。

(1) 一略一

(2)～(4) 一略一

(5)及び(6) 一略一

第161条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者ができる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具（法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。以下この章において同じ。）の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(管理者)

第163条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従

第154条 福祉用具専門相談員の行う指定福祉用具貸与の方針は、次に掲げるものとする。

(1) 一略一

(2) 福祉用具であって特定福祉用具（法第8条第13項の規定により厚生労働大臣が定める特定福祉用具をいう。次章において同じ。）であるもの（以下「対象福祉用具」という。）に係る指定福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体の状況等を踏まえ、提案を行うこと。

(3)～(5) 一略一

(6) 指定福祉用具貸与の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(8)及び(9) 一略一

第161条 指定居宅サービスに該当する特定福祉用具販売（以下「指定特定福祉用具販売」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者ができる限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具の選定の援助、取付け、調整等を行い、特定福祉用具を販売することにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図るものでなければならない。

(管理者)

第163条 指定特定福祉用具販売事業者は、指定特定福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従

事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第165条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるものとする。

(1) 一略一

(2)及び(3) 一略一

(4) 一略一

事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(指定特定福祉用具販売の具体的取扱方針)

第165条 福祉用具専門相談員の行う指定特定福祉用具販売の方針は、次に掲げるものとする。

(1) 一略一

(2) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者が指定福祉用具貸与又は指定特定福祉用具販売のいずれかを選択できることについて十分な説明を行った上で、利用者の当該選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者その他の関係者の意見及び利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うこと。

(3)及び(4) 一略一

(5) 対象福祉用具に係る指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等を行うよう努めること。

(6) 指定特定福祉用具販売の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わないこと。

(7) 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。

(8) 一略一

第2条関係（山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
附 則	附 則
1 一略一	1 一略一
2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定	2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定

める条例（以下「新条例」という。）第4条第3項、第14条第3項（新条例第18条の3、第22条、第31条、第35条、第44条、第52条、第60条及び第167条において準用する場合を含む。）、第17条の2（新条例第18条の3、第22条、第31条、第35条、第44条、第52条、第60条、第71条、第73条、第85条、第94条、第104条（新条例第111条において準用する場合を含む。）、第111条の3、第117条、第124条（新条例第130条において準用する場合を含む。）、第140条、第148条、第158条、第160条及び第167条において準用する場合を含む。）、第69条第2項（新条例第73条、第85条、第104条（新条例第111条において準用する場合を含む。）、第111条の3、第117条、第140条及び第148条において準用する場合を含む。）、第92条第2項（新条例第124条（新条例第130条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第156条第6項（新条例第160条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

める条例（以下「新条例」という。）第4条第3項（新条例第54条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）、第17条の2（新条例第60条において準用する場合に限る。）及び第58条の規定の適用については、新条例第4条第3項及び第17条の2中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、新条例第58条中「事業の」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>(管理者)</p> <p>第25条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内</u>にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第25条 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>(管理者)</p> <p>第33条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内</u>にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第33条 基準該当介護予防訪問入浴介護事業者は、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>(管理者)</p> <p>第38条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内</u>にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>	<p>(管理者)</p> <p>第38条 指定介護予防訪問看護事業者は、指定介護予防訪問看護ステーションごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防訪問看護ステーションの管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問看護ステーションの他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。</p>
<p>2及び3 一略一</p> <p>(管理者)</p>	<p>2及び3 一略一</p> <p>(管理者)</p>
<p>第87条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は<u>同一敷地内</u>にある他</p>	<p>第87条 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、指定介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等</p>

の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第106条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第111条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 一略一

(2) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「平成18年旧介護保険法」という。）第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設（以下「指定介護療養型医療施設」という。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(3) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所看護職員又は介護職員

の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第106条 基準該当介護予防短期入所生活介護事業者は、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当介護予防短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第111条 指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）ごとに、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定める指定介護予防短期入所療養介護の提供に当たる従業者（以下「介護予防短期入所療養介護従業者」という。）を置かなければならない。

(1) 一略一

(2) 療養病床（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床をいう。以下同じ。）を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医師、薬剤師、看護職員、介護職員（同法に規定する看護補助者をいう。）、栄養士及び理学療法士又は作業療法士

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所看護職員又は介護職員

(5) 一略一

2 及び 3 一略一

第112条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 一略一

(2) 指定介護療養型医療施設である指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第76号）第17条第1項に規定するユニット型指定介護療養型医療施設をいう。以下同じ。）に関するものを除く。）を有すること。

(3) 療養病床を有する病院又は診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

(4) 診療所（前2号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 浴室及び機能訓練を行うための場所を有するほか、規則で定める要件に適合すること。

(5) 一略一

2 前項第3号及び第4号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。

3 一略一

第121条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 一略一

(2) 指定介護療養型医療施設であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平

(4) 一略一

2 及び 3 一略一

第112条 指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備に関する基準は、次の各号に掲げる指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 一略一

(2) 療養病床を有する病院又は診療所である指定介護予防短期入所療養介護事業所 医療法に規定する療養病床を有する病院又は診療所として必要とされる設備を有すること。

(3) 診療所（前号に該当するものを除く。）である指定介護予防短期入所療養介護事業所 浴室及び機能訓練を行うための場所を有するほか、規則で定める要件に適合すること。

(4) 一略一

2 前項第2号及び第3号に該当する指定介護予防短期入所療養介護事業所にあつては、同項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を有しなければならない。

3 一略一

第121条 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業を行う者（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所」という。）の設備に関する基準は、次の各号に掲げるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の種類の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

(1) 一略一

(2) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 ユニ

成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設に関するものに限る。）を有すること。

(3) 療養病床を有する病院であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する病院に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

(4) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 平成18年旧介護保険法に規定する指定介護療養型医療施設として必要とされる設備（ユニット型指定介護療養型医療施設（療養病床を有する診療所に限る。）に関するものに限る。）を有すること。

(5) ー略ー

ット及び浴室を有すること。

(3) 療養病床を有する診療所であるユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所 ユニット及び浴室を有すること。

(4) ー略ー

2 前項第2号及び第3号に規定する浴室は、専ら当該ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定介護予防短期入所療養介護の提供に支障がない場合は、この限りではない。

3 第1項第2号及び第3号に該当するユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所においては、前2項に定めるもののほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業所の設備の基準は、規則で定める。

2 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第127条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第125条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、同項に規定する設備に関する基準を

5 ユニット型指定介護予防短期入所療養介護事業者が、ユニット型指定短期入所療養介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第127条第1項に規定するユニット型指定短期入所療養介護事業者をいう。）の指定を受け、かつ、ユニット型指定介護予防短期入所療養介護の事業及びユニット型指定短期入所療養介護の事業（指定居宅サービス等基準条例第125条に規定するユニット型指定短期入所療養介護の事業をいう。）が同一の事業所において一体的に運営されている場合は、指定居宅サービス等基準条例第127

満たすことをもって、前項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第127条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第139条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第148条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第160条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

条第1項から第4項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(管理者)

第127条 指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第139条 外部サービス利用型指定介護予防特定施設入居者生活介護事業者は、指定介護予防特定施設ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防特定施設の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防特定施設における他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第148条 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、指定介護予防福祉用具貸与事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防福祉用具貸与事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(管理者)

第160条 指定特定介護予防福祉用具販売事業者は、指定特定介護予防福祉用具販売事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定特定介護予防福祉用具販売事業所の管理上支障がない場合は、当該指定特定介護予防福祉用具販売事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第2条関係(山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改

正する条例の一部改正)

現 行	改 正 案
<p>附 則</p>	<p>附 則</p>
<p>1 一略一</p>	<p>1 一略一</p>
<p>2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第3項、第27条の2第3項（新条例第35条、第42条、第50条、第58条及び第163条において準用する場合を含む。）、第27条の6（新条例第35条、第42条、第50条、第58条、第82条、第94条（新条例第102条において準用する場合を含む。）、第103条の3、第109条、第116条（新条例第123条において準用する場合を含む。）、第134条、第144条、第153条、第157条及び第163条において準用する場合を含む。）、第80条第2項（新条例第116条（新条例第123条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第92条の2第2項（新条例第102条、第103条の3、第109条、第134条及び第144条において準用する場合を含む。）及び第151条第6項（新条例第157条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。</p>	<p>2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間、改正後の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第3項（新条例第54条第1項に規定する指定介護予防居宅療養管理指導事業者に適用される場合に限る。）、第27条の6（新条例第58条において準用する場合に限る。）及び第56条の規定の適用については、新条例第4条第3項及び第27条の6中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」と、新条例第56条中「事業の」とあるのは「虐待の防止のための措置に関する事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、事業の」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。</p>

山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県立こども医療療育センター使用料及び手数料条例の一部改正）

現 行	改 正 案
別表 一略一 備考1～2 一略一 3 この表において「障がい児通所支援料」とは、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（同法第21条の6の規定による措置に係るものを除く。）及び同法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（同法第21条の6の規定による措置に係るものを除く。）に係る料金をいう。 4～5 一略一	別表 一略一 備考1～2 一略一 3 この表において「障がい児通所支援料」とは、児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援（同法第21条の6の規定による措置に係るものを除く。）に係る料金をいう。 4～5 一略一

第2条関係（山形県立こども医療療育センター条例の一部改正）

現 行	改 正 案
(設置) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設、 <u>同法第43条第1号に規定する福祉型児童発達支援センター及び同条第2号に規定する医療型児童発達支援センター</u> から成る総合的な施設として、山形県立こども医療療育センター（以下「センター」という。）を上山市に置く。 2 一略一	(設置) 第1条 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第42条第2号に規定する医療型障害児入所施設及び <u>同法第43条に規定する児童発達支援センター</u> から成る総合的な施設として、山形県立こども医療療育センター（以下「センター」という。）を上山市に置く。 2 一略一

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例の一部を改正する条例
 (案) 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第3項</u>の規定に基づき、同項に規定する任意入院者（以下「任意入院者」という。）の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）<u>第38条の2第2項</u>の規定に基づき、同項に規定する任意入院者（以下「任意入院者」という。）の症状等の報告に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(報告)</p>
<p>第2条 <u>法第38条の2第3項</u>に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第20条の5各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、定期的に、知事に報告しなければならない。</p>	<p>第2条 <u>法第38条の2第2項</u>に規定する精神科病院の管理者は、当該精神科病院に入院中の任意入院者の症状その他精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則（昭和25年厚生省令第31号）第20条の5各号に掲げる事項を、規則で定めるところにより、定期的に、知事に報告しなければならない。</p>

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章～第9章 一略一</p> <p>第10章 <u>福祉型児童発達支援センター</u>（第51条 －第53条）</p> <p>第11章 <u>医療型児童発達支援センター</u>（第54条 －第56条）</p> <p>第12章～第14章 一略一</p> <p><u>第15章 雑則（第70条）</u></p> <p>附則 （最低基準の目的等）</p> <p>第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の<u>指導</u>により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>（安全計画の策定等）</p> <p>第7条の2 <u>児童福祉施設（助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。</u>以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、規則で定める安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 一略一 （設備の基準）</p> <p>第44条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）及び（2） 一略一</p> <p>（3） 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設にあっては、次の設備を設けること。 イ <u>遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</u> ロ 一略一</p> <p>（4） 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設にあっては、<u>遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備</u>を設けること。</p> <p>（5） 主として肢体不自由のある児童を入所さ</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章 一略一</p> <p>第10章 <u>児童発達支援センター</u>（第51条－第53条）</p> <p>第11章 <u>削除</u></p> <p>第12章～第14章 一略一</p> <p><u>第15章 里親支援センター（第70条－第73条）</u></p> <p><u>第16章 雑則（第74条）</u></p> <p>附則 （最低基準の目的等）</p> <p>第3条 最低基準は、児童福祉施設に入所している者が、明るく衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の<u>指導又は支援</u>により、心身ともに健やかに、かつ、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。</p> <p>（安全計画の策定等）</p> <p>第7条の2 <u>児童福祉施設（助産施設、児童遊園、児童家庭支援センター及び里親支援センターを除く。</u>以下この条及び次条において同じ。）は、児童の安全の確保を図るため、規則で定める安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2～4 一略一 （設備の基準）</p> <p>第44条 福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）及び（2） 一略一</p> <p>（3） 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設にあっては、次の設備を設けること。 イ <u>遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び音楽に関する設備</u> ロ 一略一</p> <p>（4） 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設にあっては、<u>遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備</u>を設けること。</p> <p>（5） 主として肢体不自由のある児童を入所さ</p>

せる福祉型障害児入所施設にあつては、次の設備を設けること。

イ 訓練室及び屋外訓練場

ロ 一略一

(6)及び(7) 一略一

2 一略一

(職員)

第45条 一略一

2～8 一略一

9 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上に心理指導を行う場合には心理指導担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

10 前項の心理指導担当職員は、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

11 一略一

(設備の基準)

第48条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療型障害児入所施設にあつては、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、訓練室及び浴室を設けること。

(2) 一略一

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設にあつては、屋外訓練場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備並びに義肢及び装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢及び装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合においては、これを設けないことができる。

(4) 一略一

2 一略一

(職員)

第49条 一略一

2及び3 一略一

4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第2項に規定する職員及び心理指導を担当する職員を置かなければなら

せる福祉型障害児入所施設にあつては、次の設備を設けること。

イ 支援室及び屋外遊戯場

ロ 一略一

(6)及び(7) 一略一

2 一略一

(職員)

第45条 一略一

2～8 一略一

9 心理支援を行う必要があると認められる児童5人以上に心理支援を行う場合には心理担当職員を、職業指導を行う場合には職業指導員を置かなければならない。

10 前項の心理担当職員は、学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

11 一略一

(設備の基準)

第48条 医療型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療型障害児入所施設にあつては、医療法に規定する病院として必要な設備のほか、支援室及び浴室を設けること。

(2) 一略一

(3) 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設にあつては、屋外遊戯場、ギブス室、特殊手工芸等の作業を支援するのに必要な設備並びに義肢及び装具を製作する設備を設けること。ただし、義肢及び装具を製作する設備は、他に適当な設備がある場合においては、これを設けないことができる。

(4) 一略一

2 一略一

(職員)

第49条 一略一

2及び3 一略一

4 主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設には、第2項に規定する職員及び心理支援を担当する職員を置かなければなら

ない。
5 及び 6 ー略ー

第10章 福祉型児童発達支援センター
(設備の基準)

第51条 福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 福祉型児童発達支援センター（主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）にあつては、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（当該福祉型児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。
- (2) 主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては、静養室を設けること。
- (3) 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては、聴力検査室を設けること。
- (4) 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターにあつては、指導訓練室、調理室、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品を設けること。

2 前項に定めるもののほか、福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、規則で定める。
(職員)

第52条 福祉型児童発達支援センター（主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。）には、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当

ない。
5 及び 6 ー略ー

第10章 児童発達支援センター
(設備の基準)

第51条 児童発達支援センターの設備の基準は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（児童発達支援センターの付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けることとする。

2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、児童発達支援センターの設備の基準は、規則で定める。
(職員)

第52条 児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員及び児童発達支援管理責任者のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。）を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他

当する職員をいう。以下同じ。)を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア(人工呼吸器による呼吸管理、喀痰(かくたん)吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる福祉型児童発達支援センター及び場合に
応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- (1) 児童40人以下を通わせる福祉型児童発達支援センター 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センター 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員

2 主として知的障害のある児童を通わせる福祉

規則で定める医療行為をいう。以下同じ。)を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ置かなければならない。ただし、次の各号に掲げる児童発達支援センター及び場合に
応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- (1) 児童40人以下を通わせる児童発達支援センター 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する児童発達支援センター 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等(同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務(同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。)を行う場合 看護職員
- (5) 当該児童発達支援センター(社会福祉士及び介護福祉士法附則第27条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為(同法附則第10条第1項に規定する特定行為をいう。)のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務(同法附則第27条第1項に規定する特定行為業務をいう。)を行う場合 看護職員

2 児童発達支援センターにおいて肢体不自由のある児童に対して治療を行う場合には、前項に規定する職員(嘱託医を除く。)のほか、医療法に規定する診療所として必要な職員を置かなければならない。

3 児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又

型児童発達支援センターの嘱託医は、精神科又は小児科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

3 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第1項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、第1項各号に掲げる施設及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

4 前項の規定により置かなければならない職員のうち、嘱託医は、眼科又は耳鼻咽喉科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

5 主として重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。ただし、児童40人以下を通わせる福祉型児童発達支援センターにあっては栄養士を、調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センターにあっては調理員を置かないことができる。

6 前項の規定により置かなければならない職員のうち、嘱託医は、内科、精神科、医療法施行令第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により神経と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、小児科、外科、整形外科又はリハビリテーション科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

7 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等を行う事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。第55条第2項において同じ。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

8 前各項に定めるもののほか、福祉型児童発達支援センターの職員の基準は、規則で定める。
（生活指導）

第53条 福祉型児童発達支援センターにおける生

は小児科の診療に関して相当の経験を有する者でなければならない。

4 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等（家庭的保育事業等を行う事業所（居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。）をいう。）に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

5 前各項に定めるもののほか、児童発達支援センターの職員の基準は、規則で定める。
（生活指導）

第53条 児童発達支援センターにおける生活指導

活指導については、第46条第1項の規定を準用する。

第11章 医療型児童発達支援センター
(設備の基準)

第54条 医療型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 医療法に規定する診療所として必要な設備のほか、指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を設けること。

(2) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を設けること。

2 前項に定めるもののほか、医療型児童発達支援センターの設備の基準は、規則で定める。

(職員)

第55条 医療型児童発達支援センターには、医療法に規定する診療所として必要な職員のほか、児童指導員、保育士、看護師、理学療法士又は作業療法士及び児童発達支援管理責任者を置かなければならない。

2 第10条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と医療型児童発達支援センターに通所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これらの児童への保育に併せて従事させることができる。

(生活指導)

第56条 医療型児童発達支援センターにおける生活指導については、第46条第1項の規定を準用する。

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第69条 一略一

2 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 一略一

については、第46条第1項の規定を準用する。

第11章 削除

第54条から第56条まで 削除

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第69条 一略一

2 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉事務所、児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体、公共職業安定所、女性相談支援員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校等との連絡調整を行うに当たっては、その他の支援を迅速かつ的確に行うことができるよう円滑にこれを行わなければならない。

3 一略一

第15章 里親支援センター
(設備の基準)

第70条 里親支援センターには、事務室、相談室等の里親及び里親に養育される児童並びに里親になろうとする者（次条第3項第3号において「里親等」という。）が訪問できる設備その他事業を実施するために必要な設備を設けなければならない。

（職員）

第71条 里親支援センターには、里親制度等普及促進担当者、里親等支援員及び里親研修等担当者を置かなければならない。

2 里親制度等普及促進担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1） 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

（2） 里親として5年以上の委託児童（法第27条第1項第3号の規定により里親に委託された児童をいう。以下この条及び次条において同じ。）の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等（児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）第1条の10に規定する養育者等をいう。以下この条及び次条において同じ。）若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

（3） 里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進及び新たに里親になることを希望する者の開拓に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

3 里親等支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

（1） 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

（2） 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

（3） 里親等への支援の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

4 里親研修等担当者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 里親及び里親になろうとする者への研修の実施に関して、知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援センターの長の資格)

第72条 里親支援センターの長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、里親支援事業の業務の十分な経験を有する者であって、里親支援センターを適切に運営する能力を有するものでなければならない。

(1) 法第13条第3項各号のいずれかに該当する者

(2) 里親として5年以上の委託児童の養育の経験を有する者又は小規模住居型児童養育事業の養育者等若しくは児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設の職員として、児童の養育に5年以上従事した者であって、里親制度その他の児童の養育に必要な制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの

(3) 知事が前2号に該当する者と同等以上の能力を有すると認める者

(里親支援)

第73条 里親支援センターにおける支援は、里親制度その他の児童の養育に必要な制度の普及促進、新たに里親になることを希望する者の開拓、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者及び里親になろうとする者への研修の実施、法第27条第1項第3号の規定による児童の委託の推進、里親、小規模住居型児童養育事業に従事する者、里親又は小規模住居型児童養育事業に従事する者に養育される児童及び里親になろうとする者への支援その他の必要な支援を包括的に行うことにより、里親に養育される児童が心身ともに健やかに育成されるよう、その

最善の利益を実現することを目的として行わなければならない。

第16章 雑則

第74条 一略一

第15章 雑則

第70条 一略一

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 一略一</p> <p><u>第3章 医療型児童発達支援</u></p> <p><u>第1節 基本方針（第32条）</u></p> <p><u>第2節 人員に関する基準（第33条・第34条）</u></p> <p><u>第3節 設備に関する基準（第35条）</u></p> <p><u>第4節 運営に関する基準（第36条－第38条）</u></p> <p>第4章～第8章 一略一</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>（1） 一略一</p> <p>（2） 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、<u>第32条に規定する指定医療型児童発達支援の事業</u>、第39条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第47条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第48条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）第36条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス条例第70条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス条例第76条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス条例第83条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス条例第90条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス条例第96条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。</p> <p>（申請者）</p> <p>第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。<u>ただし、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるもの</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章及び第2章 一略一</p> <p><u>第3章 削除</u></p> <p>第4章～第8章 一略一</p> <p>附則</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。</p> <p>（1） 一略一</p> <p>（2） 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第39条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第47条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第48条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第81号。以下「指定障害福祉サービス条例」という。）第36条に規定する指定生活介護の事業、指定障害福祉サービス条例第70条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、指定障害福祉サービス条例第76条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、指定障害福祉サービス条例第83条に規定する指定就労移行支援の事業、指定障害福祉サービス条例第90条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び指定障害福祉サービス条例第96条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（指定障害福祉サービス条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。</p> <p>（申請者）</p> <p>第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。</p>

に限る。)に係る指定の申請については、この限りでない。

(指定障害児通所支援事業者等の一般原則)

第4条 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。)の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第6条第1項第1号において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

第7条 一略一

2 一略一

3 前項の規定にかかわらず、主として難聴児を通わ

(指定障害児通所支援事業者の一般原則)

第4条 指定障害児通所支援事業者は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障がい(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。)の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。

2 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。

3 指定障害児通所支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第6条第1項第1号において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。

4 指定障害児通所支援事業者は、当該指定障害児通所支援事業者を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第5条 児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援をし、又はこれに併せて治療(上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して行われるものに限る。以下同じ。)を行うものでなければならない。

第7条 一略一

2 一略一

3 前2項に規定する従業者のほか、指定児童発達支

せる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者（前項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。）を置かなければならない。

(1) 言語聴覚士

(2) 機能訓練担当職員（日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合に限る。）

(3) 看護職員（日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。）

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所には、第1項各号に掲げる従業者のほか、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 言語聴覚士

(2) 機能訓練担当職員

5 前各項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の人員の基準は、規則で定める。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備)

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）は、指導訓練室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2及び3 一略一

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、指導訓練室、遊戯室、屋外遊戯場（当該指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。以下この項において同じ。）、医務室、相談室、調理室及び便所並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、遊戯室、屋外遊戯場、医務室及び相談室は、障害児の支援に支障がない場合は、設けなければならない。

2 前項に規定する設備のほか、主として知的障害の

援事業所において治療を行う場合には、医療法（昭和23年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者を置かなければならない。

4 前3項に定めるもののほか、指定児童発達支援事業所の人員の基準は、規則で定める。

(管理者)

第8条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定児童発達支援事業所の管理上障害児の支援に支障がない場合は、当該指定児童発達支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができる。

(設備)

第10条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。）は、発達支援室のほか、指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2及び3 一略一

第11条 指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）は、発達支援室、遊戯室、屋外遊戯場（当該指定児童発達支援事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。）、医務室、相談室、調理室、便所、静養室並びに指定児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2 指定児童発達支援事業所において治療を行う場

ある児童を通わせる指定児童発達支援事業所は静養室を、主として難聴児を通わせる指定児童発達支援事業所は聴力検査室を設けなければならない。

3 前2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

4 一略一
(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第15条 一略一

2 一略一

3 一略一

(安全計画の策定等)

第17条の2 一略一

2 一略一

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

合には、前項に規定する設備（医務室を除く。）のほか、医療法に規定する診療所として必要な設備を設けなければならない。

3 前2項に規定する設備は、専ら当該指定児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、前項の設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

4 一略一
(利用定員)

第12条 指定児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所(児童発達支援センターであるものを除く。)にあつては、利用定員を5人以上とすることができる。

(指定児童発達支援の取扱方針)

第15条 一略一

2 指定児童発達支援事業者は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び通所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

3 一略一

4 指定児童発達支援事業者は、障害児の適性、障がいの特性その他の事情を踏まえた指定児童発達支援（治療に係る部分を除く。以下この条において同じ。）の確保並びに次項に規定する指定児童発達支援の質の評価及びその改善の適切な実施の観点から、指定児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援を行わなければならない。

5 一略一

(障害児の地域社会への参加及び包摂の推進)

第15条の2 指定児童発達支援事業者は、障害児が指定児童発達支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、障害児の地域社会への参加及び包摂の推進に努めなければならない。

(安全計画の策定等)

第17条の2 一略一

2 一略一

3 指定児童発達支援事業者は、障害児の安全の確保に関して通所給付決定保護者との連携が図られるよう、通所給付決定保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。

4 一略一
(設備)

第27条 基準該当児童発達支援事業所は、指導訓練を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2及び3 一略一

第3章 医療型児童発達支援

第1節 基本方針

第32条 医療型児童発達支援に係る指定通所支援 (以下「指定医療型児童発達支援」という。)

の事業は、障害児が日常生活における基本的動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適應することができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練並びに治療を行うものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第33条 指定医療型児童発達支援の事業を行う者 (以下「指定医療型児童発達支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所 (以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。)に置くべき従業者は、次のとおりとする。

- (1) 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する診療所として必要とされる従業者
- (2) 児童指導員
- (3) 保育士
- (4) 看護職員
- (5) 理学療法士又は作業療法士
- (6) 児童発達支援管理責任者

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定医療型児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な言語訓練等を行う場合には、機能訓練担当職員を置かなければならない。

3 前2項に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援事業所の人員の基準は、規則で定める。
(準用)

第34条 第8条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

(設備)

第35条 指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 医療法に規定する診療所として必要とさ

4 一略一
(設備)

第27条 基準該当児童発達支援事業所は、発達支援を行う場所を確保するとともに、基準該当児童発達支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2及び3 一略一

第3章 削除

第32条から第38条まで 削除

れる設備を有すること。

(2) 指導訓練室、屋外訓練場、相談室及び調理室を有すること。

(3) 浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備を有すること。

2 前項各号に掲げる設備は、専ら当該指定医療型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、同項第1号の設備を除き、併せて設置する他の社会福祉施設の設備と兼ねることができる。

3 前2項に定めるもののほか、指定医療型児童発達支援事業所の設備の基準は、規則で定める。

第4節 運営に関する基準

(利用定員)

第36条 指定医療型児童発達支援事業所は、その利用定員を10人以上とする。

(運営規程)

第37条 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援事業所ごとに、事業の運営について規則で定める重要事項に関し運営規程を定めておかなければならない。

(準用)

第38条 第13条から第15条まで、第17条から第20条まで及び第22条から第25条までの規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画（指定児童発達支援）」とあるのは、「医療型児童発達支援計画（指定医療型児童発達支援）」と読み替えるものとする。

第39条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な訓練を行い、並びに社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものでなければならない。

(設備)

第42条 指定放課後等デイサービス事業所は、指導訓練室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2及び3 一略一

(設備)

第46条 基準該当放課後等デイサービス事業所にあつては、指導訓練を行う場所を確保するとともに、

第39条 放課後等デイサービスに係る指定通所支援（以下「指定放課後等デイサービス」という。）の事業は、障害児が生活能力の向上のために必要な支援を行い、並びに社会との交流を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

(設備)

第42条 指定放課後等デイサービス事業所は、発達支援室のほか、指定放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を設けなければならない。

2及び3 一略一

(設備)

第46条 基準該当放課後等デイサービス事業所にあつては、発達支援を行う場所を確保するとともに、

基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 及び 3 一略一

(準用)

第53条 第13条から第15条まで、第17条の2、第17条の3第1項、第18条から第20条まで、第22条から第25条まで及び第47条の6の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画（指定児童発達支援）」とあるのは、「保育所等訪問支援計画（指定保育所等訪問支援）」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第54条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第33条、第40条第1項、第2項及び第4項、第47条の3第1項並びに第49条の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第7条中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第33条第1項中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項及び第3項中「指定医療型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第40条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項及び第4項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第47条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、第49条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 一略一

(利用定員に関する特例)

第56条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条、第36条及び第43条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

基準該当放課後等デイサービスの提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 及び 3 一略一

(準用)

第53条 第13条から第15条（第4項を除く。）まで、第15条の2、第17条の2、第17条の3第1項、第18条から第20条まで、第22条から第25条まで及び第47条の6の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第15条第1項中「児童発達支援計画（指定児童発達支援）」とあるのは、「保育所等訪問支援計画（指定保育所等訪問支援）」と読み替えるものとする。

(従業者の員数に関する特例)

第54条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第40条第1項、第2項及び第4項、第47条の3並びに第49条の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項及び第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第7条中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第40条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項及び第4項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第47条の3第1項中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、第49条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 一略一

(利用定員に関する特例)

第56条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）は、第12条及び第43条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての指定通所支援の事業を通じて10人以上とすることができる。

- | | |
|--|---|
| <p>2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、<u>第12条、第36条及び第43条の規定にかかわらず、指定児童発達支援、指定医療型児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業、指定医療型児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、<u>第12条、第36条及び第43条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。</u></p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、<u>第12条、第36条及び第43条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</u></p> <p>5 一略一</p> <p>附 則</p> <p>1 及び 2 一略一</p> <p><u>3 整備法附則第22条第2項の規定により新児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けたものとみなされている者に対する第7条第3項第1号の規定の適用については、当分の間、同号中「言語聴覚士」とあるのは、「聴能訓練担当職員(聴能訓練を担当する職員をいう。)及び言語機能訓練担当職員(言語機能の訓練を担当する職員をいう。)」とする。</u></p> | <p>2 利用定員の合計が20人以上である多機能型事業所(この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所を除く。)は、第12条及び第43条の規定にかかわらず、<u>指定児童発達支援又は指定放課後等デイサービスの利用定員を5人以上(指定児童発達支援の事業又は指定放課後等デイサービスの事業を併せて行う場合にあつては、これらの事業を通じて5人以上)とすることができる。</u></p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる多機能型事業所は、第12条及び第43条の規定にかかわらず、その利用定員を5人以上とすることができる。</p> <p>4 第2項の規定にかかわらず、多機能型事業所は、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障がい重複している障害者につき行う生活介護の事業を併せて行う場合にあつては、第12条及び第43条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型事業所が行う全ての事業を通じて5人以上とすることができる。</p> <p>5 一略一</p> <p>附 則</p> <p>1 及び 2 一略一</p> <p>(削る)</p> |
|--|---|

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(指定障害児入所施設等の一般原則)	(指定障害児入所施設等の一般原則)
<p>第4条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p>	<p>第4条 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「入所支援計画」という。）<u>及び障害児（15歳以上の障害児に限る。）が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービス（以下「障害福祉サービス」という。）その他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、自立した日常生活又は社会生活への移行について支援する上で必要な事項を定めた計画（以下「移行支援計画」という。）</u>を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。</p>
2 一略一	2 一略一
<p>3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p>	<p>3 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。）、<u>障害福祉サービスを行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。</u></p>
<p>4 一略一 (従業者)</p>	<p>4 一略一 (従業者)</p>
第5条 一略一	第5条 一略一
<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、<u>心理指導</u>を行う必要があると認められる障害児5人以上に<u>心理指導</u>を行う場合には<u>心理指導担当職員</u>を、職業指導を行う場合には<u>職業指導員</u>を置かなければならない。</p>	<p>2 前項各号に掲げる従業者のほか、主として自閉症児を入所させる指定福祉型障害児入所施設である場合には医師を、指定福祉型障害児入所施設において、<u>心理支援</u>を行う必要があると認められる障害児5人以上に<u>心理支援</u>を行う場合には<u>心理担当職員</u>を、職業指導を行う場合には<u>職業指導員</u>を置かなければならない。</p>
3 前項に規定する <u>心理指導担当職員</u> は、学校教育法	3 前項に規定する <u>心理担当職員</u> は、学校教育法

育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 一略一
(設備)

第6条 一略一

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

(1) 一略一

(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、訓練室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 訓練室、屋外訓練場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3及び4 一略一
(指定入所支援の取扱方針)

第9条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2及び3 一略一

（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

4 一略一
(設備)

第6条 一略一

2 次の各号に掲げる指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する設備のほか、当該指定福祉型障害児入所施設の区分に応じ、当該各号に定める設備を設けなければならない。

(1) 一略一

(2) 主として盲児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備、音楽に関する設備並びに浴室及び便所の手すり、特殊表示等身体の機能の不自由を助ける設備

(3) 主としてろうあ児を入所させる指定福祉型障害児入所施設 遊戯室、支援室、職業指導に必要な設備及び映像に関する設備

(4) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定福祉型障害児入所施設 支援室、屋外遊戯場並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備

3及び4 一略一
(指定入所支援の取扱方針)

第9条 指定福祉型障害児入所施設は、入所支援計画及び移行支援計画に基づき、障害児の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定入所支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定福祉型障害児入所施設は、障害児ができる限り良好な家庭的環境において指定入所支援を受けることができるよう努めなければならない。

3 指定福祉型障害児入所施設は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及び入所給付決定保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならない。

4及び5 一略一

<p>(従業者)</p> <p>第20条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) ー略ー</p> <p>(3) <u>心理指導</u>を担当する職員</p> <p>(4)及び(5) ー略ー</p> <p>2～4 ー略ー</p> <p>(設備)</p>	<p>(従業者)</p> <p>第20条 指定医療型障害児入所施設に置くべき従業者は、次のとおりとする。</p> <p>(1)及び(2) ー略ー</p> <p>(3) <u>心理支援</u>を担当する職員</p> <p>(4)及び(5) ー略ー</p> <p>2～4 ー略ー</p> <p>(設備)</p>
<p>第21条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) <u>訓練室</u>及び浴室</p> <p>2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設は、前項各号に掲げる設備のほか、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢及び装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 <u>屋外訓練場</u>、ギブス室、特殊手工芸等の作業を<u>指導</u>するのに必要な設備、義肢及び装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3～5 ー略ー</p>	<p>第21条 指定医療型障害児入所施設は、次に掲げる設備を設けなければならない。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) <u>支援室</u>及び浴室</p> <p>2 次の各号に掲げる指定医療型障害児入所施設は、前項各号に掲げる設備のほか、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、第2号の義肢及び装具を製作する設備にあつては、他に適当な設備がある場合は、これを置かないことができる。</p> <p>(1) ー略ー</p> <p>(2) 主として肢体不自由のある児童を入所させる指定医療型障害児入所施設 <u>屋外遊戯場</u>、ギブス室、特殊手工芸等の作業を<u>支援</u>するのに必要な設備、義肢及び装具を製作する設備並びに浴室及び便所の手すり等身体の機能の不自由を助ける設備</p> <p>3～5 ー略ー</p>

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
目次	目次
第1章～第7章 一略一	第1章～第7章 一略一
第8章 自立訓練（機能訓練）	第8章 自立訓練（機能訓練）
第1節～第4節 一略一	第1節～第4節 一略一
第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第74条の2～第74条の4）	第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準（第74条の2～第74条の5）
第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第75条・第75条の2）	第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準（第75条～第75条の3）
第9章 一略一	第9章 一略一
	第9章の2 就労選択支援
	第1節 基本方針（第82条の3）
	第2節 人員に関する基準（第82条の4・第82条の5）
	第3節 設備に関する基準（第82条の6）
	第4節 運営に関する基準（第82条の7・第82条の8）
第10章 就労移行支援	第10章 就労移行支援
第1節～第4節 一略一	第1節～第4節 一略一
第11章 一略一	第11章 一略一
第12章の3 自立生活援助	第12章の3 自立生活援助
第1節～第3節 一略一	第1節～第3節 一略一
第4節 運営に関する基準（第102条の14・第102条の15）	第4節 運営に関する基準（第102条の14）
第13章～第17章 一略一	第13章～第17章 一略一
附則	附則
（定義）	（定義）
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。
（1）～（8） 一略一	（1）～（8） 一略一
（9）多機能型 第36条に規定する指定生活介護の事業、第70条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第76条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第83条に規定する指定就労移行支援の事業、第90条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第96条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童	（9）多機能型 第36条に規定する指定生活介護の事業、第70条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、第76条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、第83条に規定する指定就労移行支援の事業、第90条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び第96条に規定する指定就労継続支援B型の事業並びに山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童

発達支援の事業、指定通所支援基準条例第32条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第39条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第43条の2において同じ。）の事業、指定通所支援基準条例第47条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第48条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章及び第7章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2及び3 一略一

（管理者）

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第13条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるものとする。

（1） 一略一

（2）～（4） 一略一

発達支援の事業、指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第39条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。第43条の2において同じ。）の事業、指定通所支援基準条例第47条の2に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び指定通所支援基準条例第48条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（指定通所支援基準条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第4条 指定障害福祉サービス事業者（第3章、第4章、第8章、第9章及び第10章から第13章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2及び3 一略一

（管理者）

第7条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

（指定居宅介護の具体的取扱方針）

第13条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるものとする。

（1） 一略一

（2） 指定居宅介護の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮すること。

（3）～（5） 一略一

(管理者)

第22条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者)

第26条 一略一

2及び3 一略一

4 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第6条の2の2第3項に規定する指定医療機関をいう。以下この項において同じ。）の設置者である場合であって、療養介護及び指定入所支援を同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第29条 一略一

2及び3 一略一

(従業者)

第37条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 一略一

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。第8章及び第16章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(3) 一略一

2 一略一

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第43条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小

(管理者)

第22条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該基準該当居宅介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(従業者)

第26条 一略一

2及び3 一略一

4 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関（児童福祉法第7条第2項に規定する指定医療機関をいう。以下この項において同じ。）の設置者である場合であって、療養介護及び指定入所支援を同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第1項及び第2項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(指定療養介護の取扱方針)

第29条 一略一

2 指定療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3及び4 一略一

(従業者)

第37条 指定生活介護の事業を行う者（以下「指定生活介護事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 一略一

(2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。第8章及び第16章において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(3) 一略一

2 一略一

(共生型生活介護の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第43条の4 共生型生活介護の事業を行う指定小

規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第74条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第81条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第25条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第44条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）

規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業者等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。以下同じ。）の数と共生型生活介護、共生型自立訓練（機能訓練）（第74条の2に規定する共生型自立訓練（機能訓練）をいう。）若しくは共生型自立訓練（生活訓練）（第81条の2に規定する共生型自立訓練（生活訓練）をいう。）又は共生型児童発達支援（指定通所支援基準条例第25条の2に規定する共生型児童発達支援をいう。）若しくは共生型放課後等デイサービス（指定通所支援基準条例第44条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。）（以下「共生型通いサービス」という。）

を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第74条の3及び第81条の3において同じ。)を29人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第45条第1号において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)であるものにあつては、18人以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第74条の3及び第81条の3において同じ。)を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。ただし、当該指定

を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条、第74条の4及び第81条の3において同じ。)を29人以下とすること。ただし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であって、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。第45条第1号において同じ。)(以下「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)であるものにあつては、18人以下とすること。

- (2) 指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)、指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第43条に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。以下同じ。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護等」という。)のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)の利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と共生型通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この条、第74条の4及び第81条の3において同じ。)を登録定員の2分の1に相当する人数以上15人以下とすること。ただし、当該指定

小規模多機能型居宅介護事業所等であって、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。

(3) 一略一

(指定短期入所の取扱方針)

第50条 一略一

2及び3 一略一

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第60条 一略一

2及び3 一略一

第8章 自立訓練（機能訓練）

第1節 一略一

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第71条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(2) 一略一

2 一略一

第3節及び第4節 一略一

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、登録定員が26人又は27人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上16人以下とし、登録定員が28人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上17人以下とし、登録定員が29人であるものにあつては登録定員の2分の1に相当する人数以上18人以下とし、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等であつて、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所であるものにあつては、登録定員の2分の1に相当する人数以上12人以下とすること。

(3) 一略一

(指定短期入所の取扱方針)

第50条 一略一

2 指定短期入所事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3及び4 一略一

(指定重度障害者等包括支援の取扱方針)

第60条 一略一

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3及び4 一略一

第8章 自立訓練（機能訓練）

第1節 一略一

第2節 人員に関する基準

(従業者)

第71条 指定自立訓練（機能訓練）の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「指定自立訓練（機能訓練）事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

(1) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(2) 一略一

2 一略一

第3節及び第4節 一略一

第5節 共生型障害福祉サービスに関する基準

(共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者の基準)

第74条の3 共生型自立訓練（機能訓練）の事業

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第74条の3 一略一

(準用)

第74条の4 一略一

第6節 基準該当障害福祉サービスにする基準

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第75条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第110条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等であつて、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等を提供するものであること。

(2) 一略一

を行う指定通所リハビリテーション事業者(指定居宅サービス等基準条例第87条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業者をいう。以下同じ。)が当該事業に関して満たすべき基準は、規則で定める。

(共生型自立訓練(機能訓練)の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準)

第74条の4 一略一

(準用)

第74条の5 一略一

第6節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第75条 自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第75条の3に規定する病院等基準該当自立訓練(機能訓練)及び第110条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。)の事業を行う者が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

(1) 指定通所介護事業者等又は指定通所リハビリテーション事業者であつて、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護等又は指定通所リハビリテーション(指定居宅サービス等基準条例第86条に規定する指定通所リハビリテーションをいう。)を提供するものであること。

(2) 一略一

(病院又は診療所における基準該当障害福祉サービス(自立訓練)に関する基準)

第75条の3 病院等基準該当自立訓練(機能訓練)

(地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して病院又は診療所が行う自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービスをいう。次項において同じ。)の事業を行う者は、当該事業を行う事業所ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない

(1) 管理者

(2) 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員又は介護職員

2 前項に定めるもののほか、病院等基準該当自立訓練(機能訓練)の事業を行う者が当該事業

に関して満たすべき基準は、規則で定める。

第9章の2 就労選択支援

第1節 基本方針

第82条の3 就労選択支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労選択支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効果的に供与するものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（就労選択支援員）

第82条の4 指定就労選択支援の事業を行う者（以下「指定就労選択支援事業者」という。）は、当該事業を行う事業所（以下「指定就労選択支援事業所」という。）ごとに就労選択支援員（指定就労選択支援の提供に当たる者として規則で定める者をいう。次項において同じ。）を置かなければならない。

2 前項に定めるもののほか、指定就労選択支援事業所の就労選択支援員の基準は、規則で定める。

（準用）

第82条の5 第27条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第3節 設備に関する基準

（準用）

第82条の6 第40条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。

第4節 運営に関する基準

（実施主体）

第82条の7 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年間に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると知事が認める事業者でなければならない。

(準用)

第82条の8 第10条、第11条、第15条の2から第18条の2まで、第29条、第31条、第34条、第41条及び第42条の規定は、指定就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第29条第1項中「療養介護計画（指定療養介護に係る個別支援計画をいう。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に応じて」と読み替えるものとする。

第102条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下この条において「施行規則」という。）第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(実施主体)

第102条の6 指定就労定着支援事業者は、過去3年間において平均1人以上、通常の事業所に新たに障害者を雇用させている生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者でなければならない。

(従業者)

第102条の11 一略一

2 一略一

第102条の2 就労定着支援に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労定着支援」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、就労に向けた支援として施行規則第6条の10の2に規定するものを受けて通常の事業所に新たに雇用された障害者に対して、施行規則第6条の10の3に規定する期間にわたり、当該通常の事業所での就労の継続を図るために必要な当該通常の事業所の事業主、障害福祉サービス事業者等、医療機関その他の者との連絡調整その他の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(実施主体)

第102条の6 指定就労定着支援事業者は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型又は就労継続支援B型に係る指定障害福祉サービス事業者であつて、過去3年間に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたもの又は障害者の雇用の促進等に関する法律第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターでなければならない。

(従業者)

第102条の11 一略一

2 一略一

3 指定自立生活援助事業者が指定地域移行支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第2条第3項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。）の指定を受

け、かつ、指定自立生活援助の事業及び指定地域移行支援（指定地域相談支援基準第1条第11号に規定する指定地域移行支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合は、指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員（同条第2項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。）を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

4 指定自立生活援助事業者が指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第39条第3項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。）の指定を受け、かつ、指定自立生活援助の事業及び指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第1条第12号に規定する指定地域定着支援をいう。）の事業を同一の事業所において一体的に運営している場合は、指定地域相談支援基準第40条において準用する指定地域相談支援基準第3条の規定により当該事業所に配置された相談支援専門員を第1項第2号の規定により置くべきサービス管理責任者とみなすことができる。

（実施主体）

第102条の14 指定自立生活援助事業者は、指定障害福祉サービス事業者（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、宿泊型自立訓練又は共同生活援助の事業を行う者に限る。）、指定障害者支援施設又は指定相談支援事業者でなければならない。

（準用）

第102条の15 一略一

第103条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（準用）

第102条の14 一略一

第103条 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居（共同生活援助を行う住居をいう。以下同じ。）において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談、住居の確保に係る援助その他居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着

(指定共同生活援助の取扱方針)

第106条の2 一略一

2～4 一略一

第107条の2 日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第107条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（当該指定共同生活援助に係る個別支援計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（次条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日

に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(指定共同生活援助の取扱方針)

第106条の2 一略一

2 指定共同生活援助事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮しなければならない。

3～5 一略一

第107条の2 日中サービス支援型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により、常時介護を要する者に対して、常時の支援体制を確保した上で行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助をいう。以下同じ。）の事業は、常時の支援体制を確保することにより、利用者が地域において、家庭的な環境及び地域住民との交流の下で自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第107条の8 外部サービス利用型指定共同生活援助（指定共同生活援助であって、当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業所の従業者により行われる外部サービス利用型共同生活援助計画（当該指定共同生活援助に係る個別支援計画をいう。以下同じ。）の作成、相談その他の日常生活上の援助（次条第1項において「基本サービス」という。）及び当該指定共同生活援助に係る指定共同生活援助事業者が委託する指定居宅介護事業者（以下「受託居宅介護サービス事業者」という。）により、当該外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活上の援助（以下「受託居宅介護サービス」という。）をいう。以下同じ。）の事業は、外部サービス利用型共同生活援助計画に基づき、受託居宅介護サービス事業者による受託居宅介護サービスを適切かつ円滑に提供することにより、利用者が地域において共同して自立した日

常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第108条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業を行う者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第33条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第40条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）の従業者に関する特例については、規則で定める。

（従業者）

第111条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

（1）及び（2） 一略一

（3） 理学療法士又は作業療法士（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対する日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

（4）～（6） 一略一

2 一略一

（管理者）

第112条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当

常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助又はこれに併せて行われる居宅における自立した日常生活への移行及び移行後の定着に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第108条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業を行う者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（指定通所支援基準条例第6条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（指定通所支援基準条例第40条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）の従業者に関する特例については、規則で定める。

（従業者）

第111条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所（以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。）ごとに、次に掲げる従業者を置かなければならない。

（1）及び（2） 一略一

（3） 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対する日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練又は特定基準該当自立訓練（機能訓練）を提供する事業所に限る。）

（4）～（6） 一略一

2 一略一

（管理者）

第112条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当

該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の
職務に従事させることができるものとする。

該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の
職務に従事させ、又は当該特定基準該当障害福
祉サービス事業所以外の事業所、施設等の職務
に従事させることができるものとする。

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改 正 案
(指定障害者支援施設の一般原則)	(指定障害者支援施設の一般原則)
第4条 一略一	第4条 一略一
2～3 一略一	2～3 一略一
	<p>4 <u>指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p>
(従業者)	(従業者)
第5条 指定障害者支援施設は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める従業者を置かなければならない。	第5条 指定障害者支援施設は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める従業者を置かなければならない。
(1) 生活介護を行う場合 次に掲げる従業者	(1) 生活介護を行う場合 次に掲げる従業者
イ 一略一	イ 一略一
ロ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	ロ <u>看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</u>
ハ 一略一	ハ 一略一
(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合 次に掲げる従業者	(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合 次に掲げる従業者
イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	イ <u>看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員</u>
ロ 一略一	ロ 一略一
(3)～(6) 一略一	(3)～(6) 一略一
2 一略一	2 一略一
(施設障害福祉サービスの取扱方針)	(施設障害福祉サービスの取扱方針)
第13条 一略一	第13条 一略一
(新設)	2 <u>指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、</u>

2 ~ 3 -略-

利用者の意思決定の支援に配慮しなければなら
ない。

3 ~ 4 -略-

山形県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
(案) 新旧対照表

現 行	改 正 案
目次	目次
第1章～第4章 一略一	第1章～第4章 一略一
第5章 自立訓練（生活訓練）（第31条一第35条）	第5章 自立訓練（生活訓練）（第31条一第35条）
第6章～第10章 一略一	第5章の2 就労選択支援（第35条の2一第35条の6）
附則	第6章～第10章 一略一
（定義）	附則
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。	（定義）
（1）～（7） 一略一	第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとし、その他の用語は、法において使用する用語の例によるものとする。
（8）多機能型生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業及び就労継続支援B型の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、 <u>医療型児童発達支援（同条第3項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業</u> 、放課後等デイサービス（同条第4項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第5項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第6項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。	（1）～（7） 一略一
（障害福祉サービス事業者の一般原則）	（8）多機能型生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業及び就労継続支援B型の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第3項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第4項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第5項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち2以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。
第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその	（障害福祉サービス事業者の一般原則）
	第3条 障害福祉サービス事業を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第5章まで及び第6章から第8章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障がい（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害をいう。以下同じ。）の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的

他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2及び3 一略一

(療養介護の取扱方針)

第12条 一略一

2及び3 一略一

(職員の配置)

第24条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1)及び(2) 一略一

(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。次章において同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(4) 一略一

2 一略一

(職員の配置)

第29条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 一略一

(2) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

(3) 一略一

2 一略一

な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2及び3 一略一

(療養介護の取扱方針)

第12条 一略一

2 療養介護事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。

3及び4 一略一

(職員の配置)

第24条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1)及び(2) 一略一

(3) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。次章において同じ。)、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(4) 一略一

2 一略一

(職員の配置)

第29条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者は、当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 一略一

(2) 看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員

(3) 一略一

2 一略一

第5章の2 就労選択支援

(基本方針)

第35条の2 就労選択支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下この条において「施行規則」という。)第6条の7の2に規定する者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、施行規則第6条の7の4に規定する便宜を適切かつ効

果的に供与するものでなければならない。

(規模)

第35条の3 就労選択支援の事業を行う者（以下「就労選択支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労選択支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(職員の配置)

第35条の4 就労選択支援事業者は、就労選択支援事業所ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1) 管理者

(2) 就労選択支援員（就労選択支援の提供に当たる者として規則で定める者をいう。）

2 前項に定めるもののほか、就労選択支援事業所の職員の配置の基準は、規則で定める。

(実施主体)

第35条の5 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去3年間に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有する事業者でなければならない。

(準用)

第35条の6 第8条、第12条、第14条から第17条の2まで、第19条から第21条まで、第23条及び第26条の規定は、就労選択支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「療養介護計画（療養介護に係る個別支援計画をいう。）に基づき、利用者の心身の状況等に応じて」とあるのは「利用者の心身の状況等に
応じて」と読み替えるものとする。

(規模)

第36条の2 就労移行支援の事業を行う者（以下「就労移行支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有しなければならない。

(職員の配置)

(職員の配置)

第38条 就労移行支援の事業を行う者は、当該事業を行う事業所（以下「就労移行支援事業所」という。）ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1)～(4) 一略一

第38条 就労移行支援事業者は、就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる職員を置かなければならない。

(1)～(4) 一略一

2 及び 3 一略一

(準用)

第39条 第8条、第12条、第14条から第17条の2まで、第19条から第23条まで、第25条及び第26条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「療養介護計画（療養介護）」とあるのは「就労移行支援計画（就労移行支援）」と、第22条ただし書及び第25条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第50条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B型の事業を行う事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月県条例第号。以下「指定通所支援基準条例」という。)第5条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準条例第32条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第39条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

2 及び 3 一略一

(準用)

第39条 第8条、第12条、第14条から第17条の2まで、第19条から第21条まで、第23条、第25条及び第26条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第12条第1項中「療養介護計画（療養介護）」とあるのは「就労移行支援計画（就労移行支援）」と、第25条第1項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

(規模に関する特例)

第50条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就労継続支援B型の事業を行う事業所(以下「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月県条例第号。以下「指定通所支援基準条例」という。)第5条に規定する指定児童発達支援をいう。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第39条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が20人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

山形県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（案）
新旧対照表

現 行	改 正 案
(障害者支援施設の一般原則)	(障害者支援施設の一般原則)
第3条 一略一	第3条 一略一
2及び3 一略一	2及び3 一略一
	<p>4 <u>障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p> <p>5 <u>障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならない。</u></p>
(職員の配置)	(職員の配置)
第10条 障害者支援施設は、施設長のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める職員を置かなければならない。	第10条 障害者支援施設は、施設長のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める職員を置かなければならない。
(2) 生活介護を行う場合 次に掲げる職員	(1) 生活介護を行う場合 次に掲げる職員
イ 一略一	イ 一略一
ロ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員	ロ 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士、 <u>作業療法士又は言語聴覚士</u> 及び生活支援員
ハ 一略一	ハ 一略一
(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合 次に掲げる職員	(2) 自立訓練（機能訓練）を行う場合 次に掲げる職員
イ 看護職員、理学療法士 <u>又は作業療法士</u> 及び生活支援員	イ 看護職員、理学療法士、 <u>作業療法士又は言語聴覚士</u> 及び生活支援員
ロ 一略一	ロ 一略一
(3)～(6) 一略一	(3)～(6) 一略一
(施設障害福祉サービスの取扱方針)	(施設障害福祉サービスの取扱方針)
第12条 一略一	第12条 一略一
	<p>2 <u>障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</u></p>

2及び3 一略一

3及び4 一略一

山形県病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例（案）新旧対照表

第1条関係（山形県病院事業の設置等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により病院事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

第2条関係（山形県公営企業の設置等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

第3条関係（山形県流域下水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

現 行	改 正 案
<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員（以下「職員」という。）の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>（議会の同意を要する賠償責任の免除）</p> <p>第4条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により流域下水道事業の業務に従事する職員（以下「職員」という。）の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>